

第138期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

当行の現況に関する事項

(1) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	77,748	85,736	103,085	115,665
経常利益	6,322	16,631	19,674	24,820
親会社株主に帰属する当期純利益	4,731	12,037	13,510	17,062
包括利益	△18,499	39,423	△15,388	28,803
純資産額	262,798	298,631	277,795	300,119
総資産	6,542,117	6,787,056	6,853,227	6,677,236

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 当行の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	5,727,686	5,809,572	5,880,058	5,923,598
定期性預金	1,744,345	1,667,974	1,647,210	1,733,327
その他	3,983,340	4,141,597	4,232,848	4,190,271
貸出金	3,966,689	4,194,485	4,493,217	4,632,202
個人向け	1,131,766	1,165,474	1,187,576	1,220,580
中小企業向け	1,473,864	1,550,726	1,613,169	1,640,653
その他	1,361,058	1,478,284	1,692,471	1,770,967
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	1,325,965	1,466,447	1,554,433	1,378,023
国債	81,591	164,632	235,030	355,233
地方債	171,301	197,836	257,360	341,852
その他	1,073,073	1,103,978	1,062,041	680,936
総資産	6,521,463	6,763,816	6,832,707	6,658,595
内国為替取扱高	25,939,892	26,327,001	28,548,433	30,547,152
外国為替取扱高	百万ドル 2,405	百万ドル 3,180	百万ドル 2,967	百万ドル 2,152
経常利益	5,768	15,885	19,079	23,721
当期純利益	4,739	11,803	13,316	16,523
1株当たり当期純利益	円 銭 29 60	円 銭 74 34	円 銭 84 56	円 銭 105 20
信託財産	4,659	4,104	3,630	3,054
信託報酬	16	28	25	29

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 当行は役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、控除する自己株式に含めています。
3. 当行は2026年4月1日を効力発生日として、1株につき5株の割合で株式分割を行いました。1株当たり当期純利益の計算においては2022年度期首に当該株式分割が行われたと仮定したうえで算定しています。

(2) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		
	銀行業務	リース業務	その他
使用人数	2,169人	38人	145人

注 1. 使用人数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）です。

2. 使用人数は、執行役員を含み、嘱託及び臨時雇員 888人は含んでいません。

(3) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業務

① 営業所数

	当年度末		営業拠点数（注2）	
	店	うち出張所	店	うち出張所
奈良県	92	（ 21 ）	62	（ 11 ）
京都府	15	（ 4 ）	11	（ 1 ）
大阪府	20	（ ー ）	18	（ ー ）
和歌山県	7	（ 1 ）	6	（ 1 ）
三重県	3	（ 2 ）	2	（ 1 ）
兵庫県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
東京都	1	（ ー ）	1	（ ー ）
合計	139	（ 28 ）	101	（ 14 ）

注 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を204か所設置しています。このほか、店舗外現金自動設備を株式会社イーネット参加銀行と共同で11,772か所、株式会社セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で28,536か所及び株式会社ローソン銀行と共同で14,061か所それぞれ設置しています。

2. 当行は店舗ネットワークの再編に継続して取り組んでおり、当年度末における営業拠点数を記載しています。なお、奈良県62店にはインターネット支店（まほろば支店）を含んでいます。

② 当年度新設営業所

営業所名	所在地
郡山支店 イオンモール大和郡山出張所	大和郡山市下三橋町741（イオンモール大和郡山3階）
営業サポート部 エルプラザ奈良出張所	奈良市大宮町六丁目2番1号

- 注 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設しました。
- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| セブン銀行共同運営ATM | 近鉄橿原神宮前駅共同出張所 | (奈良県橿原市) |
| 郡山支店 | イオンモール大和郡山出張所 | (奈良県大和郡山市) |
| 西大和支店 | オークワ西大和店出張所 | (奈良県北葛城郡) |
| 本店営業部 | 近鉄新大宮駅前出張所 | (奈良県奈良市) |
| 城陽支店 | 城陽市役所出張所 | (京都府城陽市) |
| 箸尾支店 | はしお元気村出張所 | (奈良県北葛城郡) |
| 田原本支店 | 結崎出張所 | (奈良県磯城郡) |
| 精華支店 | サガミ学研精華台店出張所 | (京都府相楽郡) |
| 明日香支店 | 明日香出張所 | (奈良県高市郡) |
| 明日香支店 | キリン堂高取店出張所 | (奈良県高市郡) |
2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止しました。
- | | | |
|-------|---------------|------------|
| 天理支店 | ハッスル天理支店出張所 | (奈良県天理市) |
| 坊城支店 | スーパーヨシムラ坊城出張所 | (奈良県大和高田市) |
| 明日香支店 | 近鉄飛鳥駅前出張所 | (奈良県高市郡) |

③ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

□ リース業務及びその他

銀行業務以外のリース業務及びその他につきましては、招集ご通知の事業報告「1. 当行の現況に関する事項（6）重要な親会社及び子会社等の状況」をご参照ください。

(4) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社役員（取締役）に関する事項

(1) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中山 こそゑ (取締役)	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しています。
西村 隆至 (取締役)	
田原 祐子 (取締役)	
岡本 耕誌 (取締役 監査等委員)	
粕谷 吉彦 (取締役 監査等委員)	
福本 智之 (取締役 監査等委員)	

(2) 補償契約

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役 及び執行役員	当行は、取締役及び執行役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。 保険料は特約部分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。 当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、争訟費用等の損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、免責事由があります。 当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
中山 こずゑ (取締役)	T D K 株式会社 取締役 (社外取締役) 株式会社帝国ホテル 監査役 (社外監査役)
西村 隆至 (取締役)	株式会社近鉄・都ホテルズ 取締役会長
田原 祐子 (取締役)	株式会社ベーシック 代表取締役 サンヨーホームズ株式会社 取締役監査等委員 (社外取締役監査等委員) 兼松株式会社 取締役 (社外取締役)
粕谷 吉彦 (取締役 監査等委員)	株式会社チノー 監査役 (社外監査役)
福本 智之 (取締役 監査等委員)	大阪経済大学経済学部教授 株式会社三井ハイテック (社外取締役監査等委員)

- 注 1. 西村隆至氏の兼職先である株式会社近鉄・都ホテルズと当行との間には定常的な銀行取引がありますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務執行に影響を与えるものではありません。
2. 田原祐子氏の兼職先であるサンヨーホームズ株式会社、兼松株式会社と当行との間には定常的な銀行取引がありますが、これら2社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務執行に影響を与えるものではありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
中山 こずゑ (取締役)	3年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席しています。	企業・地方行政機構での経営実績に加え、企業経営・地域振興にかかる豊富な経験と高い知見を有しており、地域発展のための示唆や当行のダイバーシティ推進に向けた取組への助言等、独立した客観的な立場からの銀行経営の監督を果たしました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、経営トップを含めた取締役候補者の選任や報酬制度の検討プロセスにおいて、独立性、客観性、透明性を高める中心的な役割を担っています。
西村 隆至 (取締役)	2年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しています。	鉄道・不動産・ホテル業等の事業会社での企業経営者としての豊富な経験に加え、企業の組織運営・ガバナンスに関する幅広い知識と高い見識を有しており、金融機関の枠にとられない地域発展に資するアドバイスと組織運営に対する助言等、独立した客観的な立場からの銀行経営の監督を果たしました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べる等、主導的な役割を担っています。
田原 祐子 (取締役)	1年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しています。	企業経営者としての豊富な経験に加え、上場企業2社において社外取締役を務めるなど、組織運営に係る幅広い知識と高い見識を有しており、人的資本経営、ダイバーシティ推進、SDGsへの取組に関する助言等、独立した客観的な立場からの銀行経営の監督を果たしました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べる等、主導的な役割を担っています。
粕谷 吉彦 (取締役 監査等委員)	2年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回の全てに出席しています。	金融業界及び事業会社双方での経験を踏まえた幅広い知識と高い見識を有しており、組織運営における多様な経験と知見に基づいた助言等、当行の経営全般に対して適切な指導及び監督を行いました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べる等、主導的な役割を担っています。
福本 智之 (取締役 監査等委員)	10ヵ月	2025年6月27日就任以降開催の取締役会9回及び監査等委員会9回の全てに出席しています。	日本銀行において、北九州支店長、国際局長等を歴任し、退任後は大学教授（経済学）、上場企業での社外取締役を務めるなど、金融・経済全般に精通した豊富な経験と高い見識を有しており、専門的な知見に基づく内部統制の高度化に向けた指摘等、当行の経営全般に対して適切な指導及び監督を行いました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べる等、主導的な役割を担っています。

注 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面会議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	41	—

注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 支給人数には、2025年6月27日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めています。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 64,000千株

発行済株式の総数 33,025千株

(自己株式1,224千株を含む)

注1 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しています。

注2 2025年11月10日開催の取締役会決議により、2026年4月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は256,000千株増加し、320,000千株となっております。また発行済株式の総数は132,102千株増加し165,128千株、自己株式は4,899千株増加し6,124千株となっております。

(2) 当年度末株主数 19,505名

(3) 大 株 主（上位10名）

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,735	11.74
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,656	5.20
日本生命保険相互会社	1,053	3.31
明治安田生命保険相互会社	1,043	3.27
南都銀行従業員持株会	796	2.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	667	2.10
住友生命保険相互会社	662	2.08
RE FUND 107-CLIENT AC	530	1.66
大和ガス株式会社	471	1.48
JP MORGAN CHASE BANK 385781	420	1.32

- 注 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は、自己株式（1,224千株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。なお、自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式128千株及び株式付与E S O P信託が保有する当行株式260千株を含んでいません。
3. 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を 受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	1 名	普通株式 8,925株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)		

監査等委員である取締役

- 注 1. 2025年6月27日付で退任した取締役に対する役員報酬BIP信託による株式交付です。
2. 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業 年度に係る 報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 松本 学 指定有限責任社員 炭廣 慶行	73	① 報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由 当行監査等委員会は、会計監査人及び行内関係部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意しました。 ② 会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・金融犯罪対策態勢の高度化支援 ・FATCA／CRS対応に関する支援 ・統合報告書の作成支援

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しています。
3. 当行は、上記報酬等の額以外に、2025年度中に前事業年度に係る追加報酬として2百万円を支払っています。
4. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は115百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により当該会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に勘案し、当行の会計監査人としての職務を適切に遂行することが不十分と認められる場合は、監査等委員会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保する体制

当行は、当行グループ（当行及び連結される子会社）における業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議しています。

本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、当事業年度末現在の決議内容は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・金融機関として信用を維持し、金融の円滑化等の公共的使命と社会的責任を認識し、地域・お客さま、株主などのステークホルダーの信頼を得るため、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け全役職員が遵守すべき「基本的指針」及び「行動規範」を「行動憲章」として定める。
 - ・コンプライアンス体制の基本的な枠組みを規定するため、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンスの徹底を図る。
 - ・「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護等管理に関する諸規程を制定し顧客の保護及び利便性の向上を図るほか、「金融円滑化基本方針」を定め、規程を制定し金融仲介機能を積極的に発揮するための適切な管理態勢を整備・確立する。
 - ・コンプライアンスや顧客保護等管理に関する重要事項を協議決定するため、行内の横断的な組織として頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
 - ・年度毎にコンプライアンス等の実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を確認し適宜見直しを行う。
 - ・各部署におけるコンプライアンスを徹底するため、担当者としてコンプライアンス・オフィサーを配置する。
 - ・法令等違反行為の未然防止や早期発見と早期是正を図ることを目的とし、コンプライアンス統括部署や人事企画主管部署のほか監査等委員会、外部弁護士を通報窓口とする内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
 - ・コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・ハンドブック」を制定し全役職員に周知のうえ、集合研修・職場単位での勉強会を定期的実施し、コンプライアンス意識の高揚を図る。
 - ・懲戒規程を制定し、懲戒処分における公平性・透明性を示すことにより法令等を遵守する姿勢を明確にする。
 - ・また、「反社会的勢力等対応規程」・「マネー・ローンダリング防止規程」を制定し、反社会的勢力等に対しては組織として毅然とした態度で対応し関係を遮断・排除するとともに、金融機関の業務を通じマネー・ローンダリングやテロ資金供与、預金口座の不正利用などの組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢を整備する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書規程」等諸規程に基づき、各種会議等の議事録や稟議書等重要な職務の執行にかかる情報について記録し、適切に保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「統合的リスク管理規程」及びリスク毎の管理規程において管理体制、管理方法等のリスク管理方針を定め、各種委員会や会議においてリスクの特定・評価・モニタリングを行い適切にリスクのコントロール及び削減を行う。
 - ・各リスクは各々の主管部署で管理するほか、リスク管理全体を組織横断的に統括する部署でリスク管理の徹底を図る。
 - ・また、自然災害、システム障害など業務継続に重要な影響を及ぼす不測の事態に適切に対処するため、「危機管理計画書」及び各種対応マニュアルを制定したうえ定期的に訓練を実施し危機管理態勢を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会においては、取締役会の役割、責任と義務を定めた「取締役会規程」に基づき、経営の基本方針等業務の執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
 - ・取締役会で決定した基本方針に基づき、日常の経営に関する重要な事項及び取締役会より委任された事項を協議決定するため、主要な役員で組織される経営会議を適宜開催して速やかな検討を行うなど、効率的な運営を図る。
 - ・あわせて、役職者の職務権限を明確に定めることにより、業務の組織的かつ効率的な運営を行う。
- ⑤ 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当行及び子会社の連携強化と総合金融サービスの強化を図るため、子会社の経営管理態勢、リスク管理態勢、法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢の基本的事項をグループ会社運営規程に定め、子会社の業況概要その他の重要な情報は、中間持株会社傘下の子会社については中間持株会社を通じて、その他の子会社については直接、それぞれ当行への報告を義務付けるほか、子会社のリスク管理については各リスクの主管部署を定め適切に指導を行う。
 - ・当行の取締役及び業務関連部署長等が子会社の非常勤取締役となり、子会社の取締役等の職務執行を支援する。また子会社の経営管理を担う中間持株会社は、傘下の子会社の予算・業務計画の策定から進捗管理に至る日常的な経営指導を行う。
 - ・あわせて、中間持株会社に対しては、当行との定例会議を開催し各子会社の業務執行状況及び対応課題等について報告・協議を義務付けることで、その取締役等の職務執行を監督する。
 - ・子会社の役職員が遵守すべき「行動憲章」及びコンプライアンスに関する諸規程を制定するほか、子会社にコンプライアンス・オフィサーを配置しコンプライアンスの徹底を図る。
 - ・南都銀行グループは、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。

- ・南都銀行グループの財務報告の信頼性を確保するため財務報告にかかる諸規程を定め、財務報告にかかる内部統制を整備し運用する。
 - ・内部監査部門は、南都銀行グループにおける業務の健全性・適切性を確保することを目的に内部監査を実施し、内部管理態勢の適切性・有効性を検証し評価する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査等委員会の監査の実効性確保の観点から、監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務局を設置して使用人を配置し、当該使用人に監査等委員会の業務を補助させる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するため、監査等委員会事務局の使用人の人事異動、人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。
 - ・また、当該使用人は他部署の業務を兼務せず、監査等委員会の指示に従いその命に服する。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・行内及び子会社に関する稟議書や議事録等、重要な文書については監査等委員会へ適切に回付される体制を確保する。
 - ・監査等委員会が、取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査部門等の使用人その他の者に対して当行及び子会社の内部監査結果、コンプライアンス等に関する報告を求めることや代表取締役との定期的な会合を持つことなどにより、情報収集ができる体制を確保する。
 - ・南都銀行グループの役職員からの内部通報の状況については、監査等委員会に報告する。
- ⑨ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部通報に関する規程を定め、南都銀行グループの役職員は内部通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- ⑩ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員会がその職務の執行について、当行に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員が、各種の重要会議に出席し必要があるときは意見を述べる機会を確保するほか、監査等委員会が「監査等委員会規程」・「監査等委員会監査等基準」・「内

部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」等に基づき、有効かつ機能的な監査を実施できる体制を確立する。

- ・監査等委員会が、内部監査部門等との連携を十分に行うことができる体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンス体制について

- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスを定着させるための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の実施状況の検証等を行っています。また、具体的な手引書として制定した「コンプライアンス・ハンドブック」を全役職員に周知し、各種研修や毎月開催するコンプライアンス勉強会を通して、全役職員のコンプライアンスマインドの醸成に努めています。さらに、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」について、研修等を通じて利用方法を周知し、法令等違反行為の未然防止や早期是正の強化に努めています。

② リスク管理体制について

- ・資産負債総合管理及びリスク管理に関する重要事項を協議するALM委員会を12回、オペレーショナル・リスク管理委員会を3回開催し、リスクの特定・評価・モニタリングを行い、適切なリスクのコントロールに努めています。
また、「危機管理計画書」に基づき、危機事象発生を想定した訓練を実施し、危機管理体制の実効性の確保と継続的な改善に努めています。

③ 取締役の職務執行について

- ・取締役会を13回開催し、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役の職務執行の監督を行っています。また主要な役員で組織する経営会議を46回開催し、日常の経営に関する重要事項及び取締役会より委任された事項を協議決定しています。

④ 当行グループの管理体制について

- ・当行の各子会社が開催した計74回の取締役会に当行の取締役及び業務関連部署長等がのべ140名参加し、各社の取締役の業務執行を監督・指導しています。また、各子会社の代表者出席のもと当行の経営会議にて、各社の重要な業務計画について年3回取組状況等の報告を受けています。

中間持株会社の取締役及び部長は管理下の子会社の重要会議に計74回出席し、各社の予算・業務計画の策定から進捗管理、実態把握に至る日常的な経営指導を行いつつ、各社の代表者とのテーマ別個別面談や個別の案件協議等を適宜実施して各社の経営課題について協議しています。

なお、中間持株会社に対しては、当行との定例会議を計12回実施し、中間持株会社の取締役の職務執行状況を把握したうえで、中間持株会社が管理する子会社における問題点・対応課題の解決に向けた機動的な協議を随時行っています。

⑤ 監査等委員会の職務執行について

- ・ 監査等委員会を13回開催し、監査に関する重要な事案について、協議・決議を行っています。

監査等委員は、取締役会のほか経営会議やその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧や本部各部署からの報告などにより業務及び財産の調査を行うとともに、内部監査部門や会計監査人との密接な連携等を通じて実効性のある監査を行っています。また、代表取締役とは定期的に重要課題について意見交換を行っています。

特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

会計参与に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現 金 預 け 金	435,470	預 金	5,911,929
コールローン及び買入手形	110,000	譲 渡 性 預 金	33,348
買 入 金 銭 債 権	699	債券貸借取引受入担保金	75,409
金 銭 の 信 託	14,220	借 用 金	281,837
有 価 証 券	1,372,777	外 国 為 替	424
貸 出 金	4,601,265	信 託 勘 定 借	3,054
外 国 為 替	1,472	そ の 他 負 債	54,037
リース債権及びリース投資資産	30,957	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,907
そ の 他 資 産	57,619	睡眠預金払戻損失引当金	118
有 形 固 定 資 産	50,502	偶 発 損 失 引 当 金	1,419
建 物	20,712	株 式 報 酬 引 当 金	345
土 地	23,778	特 別 法 上 の 引 当 金	5
建 設 仮 勘 定	193	繰 延 税 金 負 債	9
その他の有形固定資産	5,817	支 払 承 諾	5,270
無 形 固 定 資 産	6,179	負 債 の 部 合 計	6,377,117
ソ フ ト ウ エ ア	5,738	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	441	資 本 金	37,924
繰 延 税 金 資 産	13,257	資 本 剰 余 金	34,968
支 払 承 諾 見 返	5,270	利 益 剰 余 金	228,662
貸 倒 引 当 金	△22,455	自 己 株 式	△4,822
資 産 の 部 合 計	6,677,236	株 主 資 本 合 計	296,732
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,551
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,318
		退職給付に係る調整累計額	620
		その他の包括利益累計額合計	3,386
		純 資 産 の 部 合 計	300,119
		負債及び純資産の部合計	6,677,236

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	115,665
資 金 運 用 収 益	77,542
貸 出 金 利 息	54,890
有 価 証 券 利 息 配 当 金	19,124
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	113
預 け 金 利 息	2,842
そ の 他 の 受 入 利 息	571
信 託 報 酬	29
役 務 取 引 等 収 益	27,542
そ の 他 業 務 収 益	3,545
そ の 他 経 常 収 益	7,006
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	12
償 却 債 権 取 立 益	508
そ の 他 の 経 常 収 益	6,485
経 常 費 用	90,845
資 金 調 達 費 用	16,527
預 金 利 息	11,800
譲 渡 性 預 金 利 息	273
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	15
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	3,074
借 用 金 利 息	1,239
そ の 他 の 支 払 利 息	124
役 務 取 引 等 費 用	16,129
そ の 他 業 務 費 用	7,199
営 業 経 費	45,080
そ の 他 経 常 費 用	5,908
貸 出 金 償 却	3,023
そ の 他 の 経 常 費 用	2,885
経 常 利 益	24,820
特 別 利 益	53
固 定 資 産 処 分 益	53
特 別 損 失	166
固 定 資 産 処 分 損 失	101
減 損 損 失	63
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	24,706
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,636
法 人 税 等 調 整 額	7
法 人 税 等 合 計	7,644
当 期 純 利 益	17,062
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	17,062

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	37,924	34,749	218,089	△4,613	286,149
当期変動額					
剰余金の配当			△6,489		△6,489
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,062		17,062
自己株式の取得				△1,007	△1,007
自己株式の処分		218		798	1,017
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	218	10,572	△208	10,583
当期末残高	37,924	34,968	228,662	△4,822	296,732

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	
当期首残高	△15,267	6,279	633	△8,354	277,795
当期変動額					
剰余金の配当					△6,489
親会社株主に帰属する 当期純利益					17,062
自己株式の取得					△1,007
自己株式の処分					1,017
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	13,715	△1,961	△13	11,741	11,741
当期変動額合計	13,715	△1,961	△13	11,741	22,324
当期末残高	△1,551	4,318	620	3,386	300,119

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 10社

会社名

南都マネジメントサービス株式会社

南都信用保証株式会社

南都リース株式会社

南都コンピュータサービス株式会社

南都ディーシーカード株式会社

南都カードサービス株式会社

南都コンサルティング株式会社

なんとチャレンジド株式会社

南都まほろば証券株式会社

南都キャピタルパートナーズ株式会社

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。(以下の各項目においても同様であります。)

南都コンサルティング株式会社は2026年4月1日に南都リサーチ&コンサルティング株式会社に商号変更しています。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 6社

会社名

ナント6次産業化サポート投資事業有限責任組合

ナント地域活力創造サポート投資事業有限責任組合

ナントCVC3号あけぼの投資事業有限責任組合

ナントTSUNAGUファンド投資事業有限責任組合

ナントCVC4号さきがけ投資事業有限責任組合

他1社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 3社

会社名

奈良みらいデザイン株式会社

奈良古民家まちづくりパートナーズ株式会社

フロンティア南都インベストメント合同会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

会社名

ナント6次産業化サポート投資事業有限責任組合

ナント地域活力創造サポート投資事業有限責任組合

ナントCVC3号あけぼの投資事業有限責任組合

ナントTSUNAGUファンド投資事業有限責任組合

ナントCVC4号さきがけ投資事業有限責任組合

他1社

- (4) 持分法非適用の関連法人等 5 社

会社名

ナントＣＶＣ投資事業有限責任組合

ナントＣＶＣ２号投資事業有限責任組合

奈良古民家まちづくりファンド投資事業有限責任組合

フロンティア南都インベストメント投資事業有限責任組合

やまと社会インパクト投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

会社名

株式会社ポタジエ

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法適用の関連法人等株式及び持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式並びに持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物については定率法）、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6 年～50 年

その他 3 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、将来キャッシュ・フロー見積額など債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債務者に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、地域別に算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を原則、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,590百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の支払請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、取締役報酬B I P信託並びに執行役員報酬B I P信託で構成される役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」という。）による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき役員及び当行並びに当行グループの従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社及び子法人等が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生年度に全額を一時費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (12) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
 - ② 顧客との契約から生じる収益の計上基準
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
当行及び連結される子会社及び子法人等は、次の5ステップに基づき顧客との取引に関する情報を認識しています。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
当行及び連結される子会社及び子法人等の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、預金業務に係る手数料、貸出業務に係る手数料、為替業務に係る手数料などが含まれます。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
- ① 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。) に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金・預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。
 - ② 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建その他有価証券(債券以外) の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建その他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の計上

与信業務は当行グループにおける主要業務の一つであり、連結貸借対照表上、貸出金等の信用リスク資産が連結純資産に占める重要性は高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りににおいて重要なものと判断しています。

2. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度に係る連結貸借対照表に計上した貸倒引当金は22,455百万円であり、算出にあたり採用した会計上の見積りに関する主な内容は次のとおりです。

3. 会計上の見積り

(1) 金額の算出方法

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「4. 会計方針に関する事項」「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

「貸倒引当金の計上基準」に記載している資産査定とは、保有する資産を個別に分析・検討し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に応じて分類区分することをいい、債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先）に応じて、適正な償却・引当を実施しています。

(2) 金額の算出に用いた主要な仮定

当行では、過去の債務者区分毎の貸倒損失と同程度の損失が発生するとの前提の下、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間の貸倒実績率の平均値に必要な修正を考慮した予想損失率により地域別に要引当額を算出しています。

債務者区分の判定については、格付モデルなどによる信用格付をもとに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定して、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画等の妥当性等を勘案したうえで判定しています。

また、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画及び合理的で実現可能性の高い経営改善計画に沿って経営再建が進むと考えられる場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権及び破綻懸念先債権には該当しないものとしています。

なお、緩和的な金融環境を背景に雇用・所得環境が緩やかに回復しているものの、物価高騰や海外における地政学リスク等を巡る不確実性は高まっています。

こうした不確実性を踏まえ、業種特性、足元業績からの回復可能性及び資金繰りの状況等を勘案のうえ入手可能な情報に基づき、個々の債務者区分を判定し必要に応じて見直しを行うことにより、貸倒引当金を計上しています。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

地域毎、債務者区分毎の予想損失率、当連結会計年度末時点の債務者区分、担保や保証による回収見込額、地政学的な状況変化、為替相場の影響等、貸倒引当金の金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含まれています。

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定については、入手可能な情報に基づいて判断していますが、大口取引先の業況悪化や、当初の見積りに用いた仮定の変化や経済に与える影響等により、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、翌連結会計年度の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(役員報酬B I P 信託)

当行は、当行の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とした役員報酬B I P 信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬B I P 信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が当行の取締役退任時（監査等委員でない取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任した場合を含む。）に交付又は給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

3. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託における帳簿価額は、当連結会計年度末354百万円であります。
- (2) 信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 当連結会計年度末の期末株式数は128千株、期中平均株式数は128千株であります。
- (4) 上記（3）の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。
- (5) 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(株式付与E S O P 信託)

当行は当連結会計年度より、当行並びに当行グループ会社の従業員を対象とした株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P 信託」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

E S O P 信託は、株主の皆さまと利害を共有することで、業績や株価向上に対する従業員の意識を一層高め、地域の発展と企業価値向上への貢献意欲を向上させることを目的とした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当行株式を、予め定める株式交付規定に基づき、従業員に交付するものです。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

3. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託における帳簿価額は、当事業年度末954百万円であります。
- (2) 信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 期末株式数は、当事業年度末260千株であります。
期中平均株式数は、当事業年度末214千株であります。
- (4) 上記（3）の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。
- (5) 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く） 6,357百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,501百万円
危険債権額	47,844百万円
三月以上延滞債権額	500百万円
貸出条件緩和債権額	5,067百万円
合計額	57,914百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て

等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,227百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 令和6年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は6,911百万円であります。
5. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	350,779百万円
貸出金	66,811百万円
その他資産	156百万円
担保資産に対応する債務	
預金	64,298百万円
債券貸借取引受入担保金	75,409百万円
借入金	277,586百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用としてその他資産4,685百万円を差し入れております。

また、借入金375百万円の担保として未経過リース料契約債権678百万円を差し入れております。

なお、その他資産には先物取引差入証拠金1,193百万円及び保証金1,020百万円が、その他の無形固定資産には権利金441百万円がそれぞれ含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,029,084百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが933,114百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 46,628百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 770百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は44,894百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他業務収益」には、外国為替売買益2,242百万円及び国債等債券売却益1,191百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常収益」には、株式等売却益5,451百万円を含んでおります。
3. 「その他業務費用」には、金融派生商品費用4,720百万円及び国債等債券売却損2,477百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、貸出金償却3,023百万円を含んでおります。
5. 当行グループは次の資産グループについて減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失 (百万円)
奈良県内	営業店舗 1カ所	リース資産等	63
合 計			63

上記固定資産につきましては、営業キャッシュフローの低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（63百万円）として「特別損失」に計上しております。

グルーピングの方法につきましては、エリア毎又は営業店舗毎に継続的な収支の把握を行っていることから、エリア又は営業店単位で行い、遊休資産は各資産単位で行っております。また、本部、事務センター、研修所等は複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。各子会社は、それぞれの会社単位でグルーピングを行っております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	33,025	—	—	33,025	
合 計	33,025	—	—	33,025	
自己株式					
普通株式	1,620	273	280	1,613	(注) 1, 2, 3
合 計	1,620	273	280	1,613	

- (注) 1 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式128千株及び E S O P 信託が保有する当行株式260千株が含まれております。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の増加273千株は、役員報酬 B I P 信託による当行株式取得12千株及び E S O P 信託による当行株式取得260千株並びに単元未満株式の買取りによる増加1千株によるものです。
- 3 普通株式の自己株式の株式数の減少280千株は、役員報酬 B I P 信託による当行株式の交付等による減少8千株及び役員報酬 B I P 信託に対する当行株式の割当12千株並びに E S O P 信託に対する当行株式の割当260千株によるものです。
- 4 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,468百万円	110.00円	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	3,021百万円	95.00円	2025年9月30日	2025年12月5日
合 計		6,489百万円			

(注) 1 2025年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金13百万円が含まれております。

2 2025年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金12百万円及びE S O P信託が保有する当行株式に対する配当金24百万円が含まれております。

3 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 3,816百万円

② 1株当たり配当額 120.00円

③ 基準日 2026年3月31日

④ 効力発生日 2026年6月29日

(注) 1. 配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

2. 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金15百万円及びE S O P信託が保有する当行株式に対する配当金31百万円が含まれております。

3. 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、子会社及び子法人等10社並びに持分法適用の関連法人等3社で構成され、銀行業務を中心に証券業務、リース業務及び信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

銀行業務においては、①預金等の受け入れ、資金の貸し付け又は手形の割引並びに為替取引、②債務の保証又は手形の引受けその他の銀行業に付随する業務を行っております。また、証券業務においては、有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引その他の金融商品取引法上銀行が営むことができる業務を行っております。

当行では、これらの業務を行うなかで短期間の資金過不足を調整するためコール市場で資金の出し手や取り手となるほか、金融市場の状況や長短のバランスを考慮して、借入れや社債の発行等による資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように当行では資産・負債の総合管理（以下「ALM」という。）を行っております。また、その一環として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しているほか、トレーディング目的として一定の限度額を設けてデリバティブ取引に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産については、銀行業務においては主として国内の法人及び個人に対する貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当行は、奈良県を中心としてその隣接府県及び東京都に営業拠点を展開しておりますが、マクロ経済の影響はもとより地域を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

証券業務においては、国債・地方債を中心とした内国債券、株式、外国証券及び投資信託等をその他有価証券として、また、自行保証付私募債等を満期保有目的の債券としてそれぞれ保有しているほか、国債等を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスク等に晒されております。また、外貨建金融資産は為替の変動リスクに晒されており、通貨関連のデリバティブ取引等を利用し通貨ごとの運用額と調達額をほぼ均衡させることにより、当該リスクの低減を図っております。

一方、金融負債については、銀行業務においては主として国内の個人等からの安定的な預金等であり、これらは、金利の変動リスクに晒されております。また、外貨預金等は為替の変動リスクに晒されております。借入金については、当行グループの格付が低下する等、一定の環境のもとで当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。さらに、変動金利の借入れについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、金利関連では金利スワップ取引等、通貨関連では通貨スワップ取引及び為替予約取引等、債券関連では債券先物取引及び債券オプション取引等があります。当行では、顧客のリスクヘッジニーズにお応えするとともに対顧客取引等から生じるさまざまなリスクをコントロールする目的でデリバティブ取引を利用しているほか、トレーディング目的として一定の限度額を設けて取り組んでおります。当行では、金利変動リスクを回避するためのヘッジ取引は、主に固定金利貸出金をヘッジ対象とし、金利スワップ等をヘッジ手段としております。ヘッジ手段として利用しているデリバティブ取引については、繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法は、相場変動を相殺するヘッジでは、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の(残存)期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジでは、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証などにより有効性の評価を行っております。なお、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引及びトレーディング目的として利用しているデリバティブ取引については、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、「信用リスク管理規程」「資産の自己査定等に関する規程」等に基づき、与信について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定及び資産査定など、与信管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、当該部署から独立した監査部が与信管理の状況及び資産査定結果について監査しております。また、これら与信管理の状況は、定期的に経営会議及び取締役会において審議・報告を行っております。

有価証券の信用リスク管理については、市場運用部とリスク統括部において行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、「市場リスク管理規程」において、「経営体力に応じた適切なリスク限度の設定と、市場リスクの適切な計測、把握により、過度のリスクテイクを回避するとともに、リスク・リターンを勘案した市場部門の効率的な運営に取り組む」ことを基本方針として明記しております。

市場リスク管理に関する重要事項の協議・決定機関であるALM委員会において、半期ごとに自己資本や市場環境等を勘案してVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら適正なリスクテイクと安定的な収益の確保に努めております。

市場リスク管理体制は、市場運用部門（フロントオフィス）と事務管理部門（バックオフィス）を分離しているほか、リスク管理部門（ミドルオフィス）を設置し、相互牽制機能を確保する体制としております。

リスク管理部門であるリスク統括部は、VaRのモニタリングを行うとともに、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）基準に基づく金利リスクやBPV（ベース・ポイント・バリュー）、ストレステスト等により、多面的にリスクの把握、分析を行い、月次でALM委員会へ報告しております。

ヘッジを目的とするデリバティブ取引についてはALM委員会が基本方針及び執行方法を決定し、リスク統括部で管理しております。一方、トレーディングを目的とするデリバティブ取引については、半期ごとにALM委員会で取引限度額や損失上限額を定め、ミドルオフィスとしての機能を備えたリスク統括部が、その遵守状況のモニタリング及びリスク量の把握を行っております。また、バックオフィスである市場運用部において、取引の確認、日々のポジションの時価評価及び損益状況等の把握を行うなど、これら関連部署が相互に牽制し、損失が限度額を超えないように管理しております。

経営陣は、ミドルオフィス及びバックオフィスからそれぞれ報告を受けるほか、ALM委員会において貸出金・預金、有価証券を含めたポートフォリオ全体について、リスク状況の把握・管理を行っております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当行グループは、貸出金、預金、有価証券及びデリバティブ取引などの金融商品の市場リスク量をVaRにより管理しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル法（信頼水準99%・観測期間1,250営業日、保有期間120営業日）を採用し、リスクカテゴリー間の相関を考慮しております。

当連結会計年度末における当行グループの市場リスク量（経済的価値減少額の推計値）は、全体で60,708百万円であります。なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに一定の発生確率を前提に統計的に市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、「流動性リスク管理規程」に基づき、流動性リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な流動性リスク管理を行う態勢整備を行っております。資金繰り管理については、ALM委員会で策定された月次資金計画に基づき、市場運用部が日々の資金繰りを管理し、リスク統括部が管理状況をモニタリングしております。また、ALM委員会において、定期的に資金化可能額・調達可能額を把握するなど資金繰りリスクに係る総合的な管理を行っております。

さらに、資金繰り状況に応じて、「平常時」・「懸念時」・「危機時」の3段階に区分し、各々の局面に応じた適切な管理態勢を構築し、機動的に対応が図れるようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（(注) 1をご参照ください。）

また、資産では現金預け金、買入金銭債権、外国為替、負債では譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、外国為替については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、重要性が乏しい金融商品については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託 (*1)	14,220	14,220	—
(2) 有価証券 (*1)			
満期保有目的の債券	44,994	44,338	△656
その他有価証券	1,304,245	1,304,245	—
(3) 貸出金	4,601,265		
貸倒引当金 (*2)	△21,565		
	4,579,699	4,481,990	△97,708
資産計	5,943,159	5,844,794	△98,364
(1) 預金	5,911,929	5,910,231	△1,698
(2) 借入金	281,837	281,792	△45
負債計	6,193,767	6,192,024	△1,743
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7,776)	(7,776)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	6,216	6,216	—
デリバティブ取引計	(1,560)	(1,560)	—

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注) 1 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	1,496
組合出資金 (*2)	22,040

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（*1）	—	12,669	—	12,669
有価証券				
その他有価証券（*1）				
国債・地方債等	355,233	341,852	—	697,086
社債	—	148,199	—	148,199
株式	109,704	90	—	109,794
その他	152,067	196,356	—	348,424
デリバティブ取引（*2）				
金利関連	—	9,058	—	9,058
通貨関連	—	4,407	—	4,407
資産計	617,005	712,633	—	1,329,639
デリバティブ取引（*2）				
金利関連	—	2,605	—	2,605
通貨関連	—	12,420	—	12,420
負債計	—	15,025	—	15,025

（*1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,550百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は741百万円であります。

（*2）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は6,216百万円であります。

①第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益 (*)
	当期の損 益に計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
2,694	△44	5	△363	－	－	2,291	△44

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

②連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表 計上額
ファンド清算中のため、解約受付停止	470
解約受付は毎月末、4カ月前に事前通知が必要 1回あたりの解約上限は、ファンド全体の10% 資金化は解約日以降2カ月後に支払い	1,079

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	－	44,338	44,338
貸出金	－	222,394	4,259,596	4,481,990
資産計	－	222,394	4,303,935	4,526,329
預金	－	5,910,231	－	5,910,231
借入金	－	277,647	4,144	281,792
負債計	－	6,187,879	4,144	6,192,024

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保证券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債等は、期間、償還方法及び保証区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行がなされた場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先が発行した自行保証付私募債等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債券計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しております。自行保証付私募債等については、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出金の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブが組み込まれた仕組貸出については、観察可能な金利等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、主にレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	社 債	2,981	2,989	7
	小 計	2,981	2,989	7
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	社 債	42,012	41,349	△663
	小 計	42,012	41,349	△663
合 計		44,994	44,338	△656

3. その他有価証券 (2026年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株 式	109,019	26,005	83,014
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	72,086	70,653	1,432
	うち外国証券	40,497	39,915	581
	小 計	181,105	96,658	84,447
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株 式	774	813	△38
	債 券	845,285	923,934	△78,649
	国 債	355,233	386,560	△31,326
	地 方 債	341,852	366,040	△24,188
	社 債	148,199	171,333	△23,134
	そ の 他	277,079	289,242	△12,163
	うち外国証券	82,363	89,452	△7,088
	小 計	1,123,139	1,213,990	△90,851
合 計		1,304,245	1,310,649	△6,404

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社 債	549	555	6

(売却の理由)

社債の売却については、私募債の買入消却であります。

連結計算書類

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	6,547	2,875	△27
債 券	62,161	7	△2,008
国 債	46,272	7	△966
地 方 債	15,888	－	△1,042
そ の 他	116,888	3,753	△480
うち外国証券	67,333	541	△353
合 計	185,597	6,636	△2,516

6. 保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	12,000	186

2. 満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在） 該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,220	2,220	－	－	－

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

連結計算書類

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業務	リース業務	その他	
役務取引等収益	9,101	—	2,858	11,960
預金・貸出業務	1,918	—	—	1,918
為替業務	2,487	—	—	2,487
信託関連業務	137	—	—	137
証券関連業務	—	—	821	821
代理業務	2,605	—	—	2,605
保護預り・貸金庫業務	199	—	—	199
その他	1,752	—	2,037	3,790
顧客との契約から生じる経常収益	9,101	—	2,858	11,960
上記以外の経常収益	90,767	11,849	1,088	103,705
外部顧客に対する経常収益	99,869	11,849	3,946	115,665

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、不動産賃貸・管理業務、ソフトウェア開発等業務、クレジットカード業務及び証券業務等を含んでおります。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度
1株当たり純資産額	1,910円83銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	108円64銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当行は、役員報酬BIP信託及びESOP信託を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及びESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は役員報酬BIP信託が641千株、ESOP信託が1,300千株であります。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は役員報酬BIP信託が643千株、ESOP信託が1,072千株であります。

3. 当行は2026年4月1日を効力発生日として、1株につき5株の割合で株式分割を行いました。1株当たり当期純利益の計算においては前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定したうえで算定しています。

(重要な後発事象)

株式分割及び定款の一部変更

1. 株式分割について

当行は2025年11月10日開催の取締役会において、株式の分割及び定款の一部変更について決議し、2026年4月1日を効力発生日とする株式分割を行っております。

(1) 分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

(2) 分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当行普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割しております。なお、今回の分割に際し、資本金の額の変更はありません。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	33,025,656株
今回の分割により増加する株式数	132,102,624株
株式分割後の発行済株式総数	165,128,280株
株式分割後の発行可能株式総数	320,000,000株

(4) 分割の日程

基準日公告日（予定）	2026年3月13日
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年4月1日

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2026年4月1日をもって、当行定款の一部を以下のとおり変更しております。

(2) 変更の内容（下線部が変更箇所）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 6,400万株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 3億2,000万株とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 2026年4月1日（水）

計算書類

第138期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現金預け金	434,889	預金	5,923,598
現金	56,260	当座預金	223,641
預け金	378,628	普通預金	3,842,209
コ ー ル 口 一 ン	110,000	貯蓄預金	21,922
買入金債権	699	定期預金	1,733,327
金銭の信託	12,000	その他の預金	102,496
有価証券	1,378,023	譲渡性預金	33,348
国債	355,233	債券貸借取引受入担保金	75,409
地方債	341,852	借入金	277,586
社債	193,193	借入金	277,586
株式	116,583	外国為替	424
その他の証券	371,159	売渡外国為替	139
貸出金	4,632,202	未払外国為替	284
割引手形	6,214	信託勘定借	3,054
手形貸付	47,848	その他の負債	40,976
証書貸付	4,173,752	未決済為替借	100
当座貸越	404,386	未払法人税等	3,558
外国為替	1,472	未払費用	6,315
外国他店預け	1,460	前受収益	1,724
買入外国為替	12	金融派生商品	15,025
その他の資産	36,693	リース債務	75
未決済為替貸	626	資産除去債務	476
前払費用	278	その他の負債	13,698
未収収益	7,693	退職給付引当金	10,370
先物取引差入証拠金	1,193	睡眠預金払戻損失引当金	118
金融派生商品	13,465	偶発損失引当金	1,419
その他の資産	13,437	株式報酬引当金	336
有形固定資産	48,998	支払承諾	5,270
建物	19,681	負債の部合計	6,371,914
土地	23,680	純 資 産 の 部	
リース資産	82	資本金	37,924
建設仮勘定	193	資本剰余金	27,707
その他の有形固定資産	5,361	資本準備金	27,488
無形固定資産	5,874	その他の資本剰余金	218
ソフトウェア	4,151	利益剰余金	223,233
その他の無形固定資産	1,723	利益準備金	13,257
繰延税金資産	12,358	その他の利益剰余金	209,976
支払承諾見返	5,270	別途積立金	191,140
貸倒引当金	△19,887	繰越利益剰余金	18,836
		自己株式	△4,822
		株主資本合計	284,042
		その他有価証券評価差額金	△1,678
		繰延ヘッジ損益	4,318
		評価・換算差額等合計	2,639
		純 資 産 の 部 合 計	286,681
資 産 の 部 合 計	6,658,595	負債及び純資産の部合計	6,658,595

第138期末 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	101,157
貸出証券の利息	78,228
貸出証券の利息	55,126
貸出証券の利息	19,575
貸出証券の利息	113
貸出証券の利息	2,841
貸出証券の利息	494
貸出証券の利息	76
貸出証券の利息	29
貸出証券の利息	12,516
貸出証券の利息	2,488
貸出証券の利息	10,028
貸出証券の利息	3,433
貸出証券の利息	2,242
貸出証券の利息	0
貸出証券の利息	1,191
貸出証券の利息	0
貸出証券の利息	6,949
貸出証券の利息	390
貸出証券の利息	5,451
貸出証券の利息	197
貸出証券の利息	909
経常費用	77,435
貸出証券の利息	16,512
貸出証券の利息	11,809
貸出証券の利息	273
貸出証券の利息	15
貸出証券の利息	3,074
貸出証券の利息	1,213
貸出証券の利息	126
貸出証券の利息	5,793
貸出証券の利息	374
貸出証券の利息	5,418
貸出証券の利息	7,198
貸出証券の利息	2,477
貸出証券の利息	4,720
貸出証券の利息	42,438
貸出証券の利息	5,492
貸出証券の利息	69
貸出証券の利息	2,566
貸出証券の利息	38
貸出証券の利息	1,463
貸出証券の利息	175
貸出証券の利息	1,178
経常利益	23,721
特別利益	53
特別損失	101
税引前当期純利益	23,673
法人税、住民税等	7,140
法人税	10
当期純利益	7,150
当期純利益	16,523

第138期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	37,924	27,488	0	27,488
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			218	218
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	218	218
当期末残高	37,924	27,488	218	27,707

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
別途積立金		繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	13,257	185,840	14,102	213,199	△4,613	273,998
当期変動額						
剰余金の配当			△6,489	△6,489		△6,489
当期純利益			16,523	16,523		16,523
別途積立金の積立		5,300	△5,300	－		－
自己株式の取得					△1,007	△1,007
自己株式の処分					798	1,017
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	5,300	4,733	10,033	△208	10,044
当期末残高	13,257	191,140	18,836	223,233	△4,822	284,042

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△15,340	6,279	△9,060	264,937
当期変動額				
剰余金の配当				△6,489
当期純利益				16,523
別途積立金の積立				－
自己株式の取得				△1,007
自己株式の処分				1,017
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	13,661	△1,961	11,699	11,699
当期変動額合計	13,661	△1,961	11,699	21,744
当期末残高	△1,678	4,318	2,639	286,681

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、建物については定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物については定率法）、その他については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、将来キャッシュ・フロー見積額など債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債務者に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、地域別に算定しております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を原則、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,778百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生年度に全額を一時費用処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の支払請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役報酬 B I P 信託並びに執行役員報酬 B I P 信託で構成される役員報酬 B I P 信託及び株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P 信託」という。）による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき役員及び当行並びに当行グループの従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識しております。

当行は、次の5ステップに基づき顧客との取引に関する情報を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、預金業務に係る手数料、貸出業務に係る手数料、為替業務に係る手数料などが含まれます。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金・預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建その他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の計上

貸出業務は当行における主要業務の一つであり、貸借対照表上、貸出金等の信用リスク資産が純資産に占める重要性は高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しています。

2. 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

当事業年度に係る貸借対照表に計上した貸倒引当金は19,887百万円であり、算出にあたり採用した会計上の見積りに関する内容は次のとおりです。

3. 会計上の見積り

(1) 金額の算出方法

「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

「貸倒引当金の計上基準」に記載している資産査定とは、保有する資産を個別に分析・検討し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に応じて分類区分することをいい、債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先）に応じて、適正な償却・引当を実施しています。

(2) 金額の算出に用いた主要な仮定

当行では、過去の債務者区分毎の貸倒損失と同程度の損失が発生するとの前提の下、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間の貸倒実績率の平均値に必要な修正を考慮した予想損失率により地域別に要引当額を算出しています。

債務者区分の判定については、格付モデルなどによる信用格付をもとに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定して、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画等の妥当性などを勘案したうえで判定しています。

また、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画及び合理的で実現可能性の高い経営改善計画に沿って経営再建が進むと考えられる場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権及び破綻懸念先債権には該当しないものとしています。

なお、緩和的な金融環境を背景に雇用・所得環境が緩やかに回復しているものの、物価高騰や海外においての地政学リスク等を巡る不確実性は高まっています。

こうした不確実性を踏まえ、業種特性、足元業績からの回復可能性及び資金繰りの状況等を勘案のうえ入手可能な情報に基づき、個々の債務者区分を判定し必要に応じて見直しを行うことにより、貸倒引当金を計上しています。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

地域毎、債務者区分毎の予想損失率、当事業年度末時点の債務者区分、担保や保証による回収見込額、地政学的な状況変化、為替相場の影響等、貸倒引当金の金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含まれています。

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定については、入手可能な情報に基づいて判断していますが、大口取引先の業況悪化や、当初の見積りに用いた仮定の変化や経済に与える影響等により、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、翌事業年度の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(役員報酬B I P 信託)

当行は、当行の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とした役員報酬B I P 信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬B I P 信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が当行の取締役退任時（監査等委員でない取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任した場合を含む。）に交付又は給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

3. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託における帳簿価額は、当事業年度末354百万円であります。
- (2) 信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 当事業年度末の期末株式数は128千株、期中平均株式数は128千株であります。
- (4) 上記(3)の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。
- (5) 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(株式付とE S O P 信託)

当行は当連結会計年度より、当行並びに当行グループ会社の従業員を対象としたE S O P 信託を導入しております。

1. 取引の概要

E S O P 信託は、株主の皆さまと利害を共有することで、業績や株価向上に対する従業員の意識を一層高め、地域の発展と企業価値向上への貢献意欲を向上させることを目的とした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当行株式を、予め定める株式交付規定に基づき、従業員に交付するものです。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

3. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託における帳簿価額は、当事業年度末954百万円であります。
- (2) 信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 期末株式数は、当事業年度末260千株であります。
期中平均株式数は、当事業年度末214千株であります。
- (4) 上記(3)の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。
- (5) 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 12,025百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,329百万円
危険債権額	47,836百万円
三月以上延滞債権額	500百万円
貸出条件緩和債権額	5,067百万円
合計額	57,734百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,227百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(移管指針第1号 令和6年7月1日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は6,911百万円であります。

5. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	350,779百万円
貸出金	66,811百万円
その他資産	156百万円
担保資産に対応する債務	
預金	64,298百万円
債券貸借取引受入担保金	75,409百万円
借用金	277,586百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用としてその他資産4,685百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金1,115百万円が、その他の無形固定資産には権利金215百万円がそれぞれ含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,037,200百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが941,230百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- | | |
|--|-----------|
| 7. 有形固定資産の減価償却累計額 | 41,818百万円 |
| 8. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 702百万円 |
| 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は44,894百万円であります。 | |
| 10. 関係会社に対する金銭債権総額 | 31,255百万円 |
| 11. 関係会社に対する金銭債務総額 | 11,669百万円 |

(損益計算書関係)

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 264百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 346百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 149百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 11百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 1,014百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 969百万円 |

計算書類

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	1,620	273	280	1,613	(注) 1, 2, 3
合 計	1,620	273	280	1,613	

- (注) 1 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式128千株及び E S O P 信託が保有する当行株式260千株が含まれております。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の増加273千株は、役員報酬 B I P 信託による当行株式取得12千株及び E S O P 信託による当行株式取得260千株並びに単元未満株式の買取りによる増加1千株によるものです。
- 3 普通株式の自己株式の株式数の減少280千株は、役員報酬 B I P 信託による当行株式の交付等による減少8千株及び役員報酬 B I P 信託に対する当行株式の割当12千株並びに E S O P 信託に対する当行株式の割当260千株によるものです。
- 4 当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	社 債	2,981	2,989	7
	小 計	2,981	2,989	7
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社 債	42,012	41,349	△663
	小 計	42,012	41,349	△663
合 計		44,994	44,338	△656

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2026年3月31日現在)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	9,731
関連法人等株式及び出資金	2,293
合 計	12,025

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	108,739	25,939	82,800
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	72,086	70,653	1,432
	うち外国証券	40,497	39,915	581
	小 計	180,825	96,592	84,233
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	756	789	△33
	債 券	845,285	923,934	△78,649
	国 債	355,233	386,560	△31,326
	地 方 債	341,852	366,040	△24,188
	社 債	148,199	171,333	△23,134
	そ の 他	277,079	289,242	△12,163
	うち外国証券	82,363	89,452	△7,088
	小 計	1,123,121	1,213,967	△90,846
合 計		1,303,946	1,310,559	△6,613

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,375
外国株式	0
組合出資金	15,680
合 計	17,056

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
社 債	549	555	6

（売却の理由）

社債の売却については、私募債の買入消却であります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株 式	6,547	2,875	△27
債 券	62,161	7	△2,008
国 債	46,272	7	△966
地 方 債	15,888	—	△1,042
そ の 他	116,888	3,753	△480
うち外国証券	67,333	541	△353
合 計	185,597	6,636	△2,516

計算書類

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	12,000	186

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)
該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,338百万円
退職給付引当金	3,266百万円
減価償却費	616百万円
土地評価損	898百万円
減損損失	1,223百万円
有価証券評価損	2,500百万円
その他有価証券評価差額金	3,022百万円
その他	2,992百万円
繰延税金資産小計	21,858百万円
評価性引当額	△7,489百万円
繰延税金資産合計	14,369百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△1,967百万円
その他	△43百万円
繰延税金負債合計	△2,011百万円
繰延税金資産 (負債) の純額	12,358百万円

計算書類

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 子会社及び子法人等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	南都信用保証 株式会社 (注)	奈良県 奈良市	10	信用保証業	所有 間接100	各種ローンの 債務保証 役員の兼任	被債務保証	807,268	—	—

(注) 当行は、南都信用保証株式会社より各種ローンの保証を受けております。

(2) 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	株式会社 瀬川食品 (注) 2	奈良県 北葛城郡 広陵町	10	食品卸	—	資金の融資	貸 出 取 引	870	貸出金	229
							利 息 受 入	1		

取引及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸出の取引条件等については、一般の取引先と同様に決定しております。

2. 当行執行役員瀬川敬紹及びその近親者が議決権の13.0%及び66.4%をそれぞれ直接保有しております

(1株当たり情報)

	当事業年度
1株当たり純資産額	1,825円27銭
1株当たり当期純利益金額	105円20銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当行は、役員報酬B I P信託及びE S O P信託を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託及びE S O P信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は役員報酬 B I P信託が641千株、E S O P信託が1,300千株であります。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は役員報酬B I P信託が643千株、E S O P信託が1,072千株であります。

3. 当行は2026年4月1日を効力発生日として、1株につき5株の割合で株式分割を行いました。1株当たり当期純利益の計算においては前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定したうえで算定しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 学
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 炭廣 慶行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南都銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 学
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 炭廣 慶行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南都銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第138期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月7日

株式会社 南都銀行 監査等委員会
常勤監査等委員 岡本 耕誌
監査等委員 粕谷 吉彦
監査等委員 福本 智之

(注) 監査等委員粕谷吉彦及び福本智之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上